島根ものづくり企業海外展開総合支援助成金交付要綱

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、公益財団法人しまね産業振興財団(以下「財団」という。)定款第3条及び第4条に規定する目的及び事業の実施にあたり、グローバル化するものづくり環境に的確に対応し、県内ものづくり産業の雇用を維持拡大するため、県内ものづくり企業の海外展開等を支援する、島根ものづくり企業海外展開総合支援助成金(以下「助成金」という。)について、必要な事項を定めるものとする。
- 2 助成金の交付に関しては、島根県補助金等交付規則(昭和32年規則第32号)及びその他の法令の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(助成金の対象事業)

- 第2条 助成金の対象事業は、別表1のとおりとする。ただし、当該事業を実施することにより、対象事業者にとって、県内生産拠点及び県内雇用の維持、拡大につながると認められる事業のみを対象とし、次に掲げるものは対象外とする。
 - (1) 本助成期間内において、国、県又は他の支援機関が助成する事業
 - (2) 本助成金について同一年度中に採択を受けた企業等が実施する事業(別表1の対象事業の欄に定める同一でない事業を行う場合を除く。)

(助成金の対象事業者)

- 第3条 助成金の交付対象事業者は、次の各号の全てに該当するものとする。
 - (1) 県内に事務所又は事業所を有し、助成事業で対象とする製品等の生産活動の中心が 県内に存すること。
 - (2) 資本の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社であること。
 - (3) 製造業(ただし、飲食料品及び工芸品を製造するものを除く。)に属する事業を主たる事業として営む企業であること。
 - (4) 県税を滞納していないこと。

(助成金の対象経費、助成率及び助成限度額)

- 第4条 助成金の助成対象経費、助成率及び助成限度額は、別表2のとおりとする。
- 2 助成金の額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(助成期間)

第5条 助成金の助成期間は、原則として交付決定の日から1年以内とする。

(助成金の交付申請)

- 第6条 助成金の交付を受けようとする者は、別表1の対象事業ごとに助成金交付申請書 及び誓約書(様式第1号)を提出しなければならない。
- 2 交付申請書に添付すべき書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 会社の概要及び直近2か年分の決算報告書(別表1の対象事業のうち、海外進出計画策定事業又は海外拠点ローカル技術者育成事業を行う場合は、附属明細書添付のこと)
- (2) 県が課税する全税目に滞納の徴収金がないことを証明する納税証明書
- (3) その他代表理事副理事長が必要と認める書類
- 3 第1項の申請書及び前項の添付書類の提出期限は、代表理事副理事長が別に定める。
- 4 助成金の交付を受けようとする者は、当該交付申請にあたって、当該助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税率を乗じて得た金額の合計金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(助成金の交付の決定)

- 第7条 代表理事副理事長は、前条の規定により助成金交付申請書の提出があったときは、 その内容を審査し、別に定める審査委員会の審査を経て、助成金の交付又は不採択の決 定を行い、助成金の交付申請者に通知するものとする。
- 2 代表理事副理事長は、前項の規定に基づき交付の決定を行う場合には、第6条第4項 の規定により助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して 交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税 及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。
- 3 代表理事副理事長は、第6条第4項ただし書の規定による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、助成金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(決定内容の変更等)

- 第8条 助成事業者は、次の第1号又は第2号のいずれかに該当する場合には速やかに事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第2号)を、第3号に該当する場合には事業変更届出書(様式第3号)を代表理事副理事長に提出しなければならない。
 - (1) 助成事業の内容を著しく変更するとき。
 - (2) 助成事業を中止し、又は廃止するとき。
 - (3) 社名変更や代表者を変更したときなど、助成事業の主たる内容を変更しない程度の軽微な事項を変更するとき。
- 2 代表理事副理事長は、前項の規定により申請書の提出があったときは、審査のうえ変 更の承認又は不承認の決定を行い、助成事業者に通知するものとする。
- 3 助成事業者は、当該助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が 困難となった場合は速やかに、代表理事副理事長に報告し、その指示を受けなければな

らない。

(実績報告)

第9条 助成事業者は、助成事業が完了したときは、当該助成事業完了後15日以内に助成 事業実績報告書(様式第4号)を代表理事副理事長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第10条 代表理事副理事長は、前条の報告書の提出があった場合には必要な検査を行い、 適正と認めたときは交付すべき助成金の額を確定し、助成事業者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第11条 助成事業者は、助成事業終了後、助成金請求書(様式第5号)により代表理事副 理事長に助成金を請求するものとする。

(助成事業の遂行状況報告)

- 第12条 助成事業者は、別表3に掲げる事由が生じたときは、遂行状況報告書(様式第6号)により、速やかに代表理事副理事長に報告しなければならない。
- 2 代表理事副理事長は、前項に関わらず、必要に応じ、助成事業の遂行状況について調査することができる。
- 3 助成事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後3年間、代表理事副 理事長が指示したときは、助成事業完了後の成果状況等について、成果状況報告書(様 式第7号)により、速やかに報告しなければならない。
- 4 助成事業者は、助成事業に関係する調査等に協力しなければならない。

(交付の決定の取消等)

- 第13条 代表理事副理事長は、次の各号のいずれかに該当したときは、当該助成事業にかかる助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 助成金の交付決定後の事情の変更により、助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなり、又はその遂行ができなくなったとき。
 - (2) 助成事業者が、当該助成金を他の用途へ使用したとき。
 - (3) 助成事業者が、助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - (4) 助成事業者が、当該助成事業に関し、法令等に基づく処分若しくは命令に違反したとき。
- 2 前項第2号から第4号までの規定は、助成事業について交付すべき助成金の額の確定 があった後においても適用があるものとする。

(助成金の返環)

第14条 代表理事副理事長は、助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じる。

2 代表理事副理事長は、助成事業者に交付すべき助成金の額が確定した場合において、 既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(加算金及び遅延金)

- 第15条 助成事業者は、前条第1項の規定により、助成金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る助成金の最後の受領の日(当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日)から支払の日までの日数に応じ、当該助成金の額(その一部を支払った場合におけるその後の期間については、既支払額を控除した額)につき、年10.95パーセントの割合で計算した加算金を財団に支払わなければならない。
- 2 助成事業者は、助成金の返還を命ぜられ、これを財団が指定する期限までに支払わなかったときは、期限の翌日からの支払の日までの日数に応じ、その未払額につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延金を財団に支払わなければならない。
- 3 代表理事副理事長は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるとき は、加算金又は遅延金の全部又は一部を免除することができる。

(帳簿等の保存)

第16条 助成事業者は、助成事業に係る収入及び支出を記載した帳簿を作成するとともに、 その証拠となる書類を整備し、助成事業終了後5年間保存しておかなければならない。

(雑則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は代表理事副理事 長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 次に掲げる要綱は、廃止する。

しまねものづくり産業生産力・受注力強化緊急対策事業海外進出計画策定等支援助成 金交付要綱

海外拠点ローカル技術者育成支援助成金交付要綱

3 この要綱の施行の日前に交付されたこの要綱による廃止前の要綱に基づく助成金については、なお従前の例による。

附則

1 この要綱は、平成29年4月3日から施行する。

事業区分	対象事業	事業内容
1 海外	1 海外進	海外子会社の設立に係る計画の策定等を行う事業
展開事	出計画策	ただし、既に海外子会社が存在する国において、別の海外
業支援	定事業	子会社を設立するための計画の策定等を行う事業は対象とし
		ない。
	2 海外販	海外の事業者と商取引を行うことを目的として行う次の事
	路開拓事	業
	業	(1) 商談会、展示会等への参加
		(2) テスト輸出
		(3) 販売促進活動
		(4) 輸出向け商品の開発
		⑸ その他海外販路拡大に係る事業活動の実施
2 人材	1 グロー	海外展開のための人材(語学能力や海外企業との取引等の経
確保育	バル人材	験を有するなど、企業の海外展開に不可欠な人材であり、日本
成支援	確保事業	国内本社が雇用する人材であること。)を確保するため、有料
		職業紹介事業者 (職業安定法 (昭和22年法律第141号) 第32条
		の3に規定する有料職業紹介事業者をいう。以下同じ。)に人
		材の紹介を依頼する事業
	2 海外拠	海外において設立した海外子会社に雇用した、又は海外子会
	点ローカ	社設立準備段階等で親会社が雇用した海外生産の中核を担う
	ル技術者	技術者(以下「ローカル技術者」という。)の技術指導を実施
	育成事業	するために行う次の事業
		ただし、海外子会社を設立してから5年以内であること又は
		海外子会社設立準備段階であることとし、海外子会社設立準備
		段階での申請は1回限り、海外子会社設立後の申請は3回を上
		限とする。
		(1) ローカル技術者を県内の生産拠点に受け入れて生産技
		術に関する教育訓練を受けさせる事業(以下「国内受入研
		修事業」という。)
		(2) 企業の技術指導者をローカル技術者の指導に当たらせ
		るため、海外子会社に派遣する事業(以下「技術指導者海
		外派遣事業」という。)

事業区分	事業種目	助成対象経費	助成金の額
1 海外	1 海外進	1 謝金(計画策定等のために、国内及び現地	助成金の交
展開事	出計画策	の専門家(弁護士、弁理士、会計士、コンサル	付の対象と
業支援	定事業	タント等) に支払う謝金)	なる経費の
		2 旅費(航空運賃については、エコノミーク	1/2 以内 (千
		ラス相当の運賃を上限とする。以下同じ)	円未満切り
		(1) 現地調査を目的として活動を行うための	捨て) で、1
		旅費	事業当たり
		(2) 現地調査のために、専門家に対して支払	3,000千円以
		う旅費	内
		(3) 現地調査のために通訳に対して支払う旅	
		費	
		⑷ 海外展開に係る研修参加に伴う旅費	
		3 印刷製本費	
		4 通訳翻訳料	
		5 委託費(国内又は現地調査・分析並びに子	
		会社設立に向けた諸手続きに係る専門家等へ	
		の委託費(印紙代及び印紙代に類する経費は	
		対象外とする。))	
		6 賃借料(進出準備のための現地レンタルオ	
		フィス等の賃借料)	
		7 負担金 (海外展開に係る国内の研修等参加	
		のための負担金)	
		8 その他代表理事副理事長が特別に必要と認	
		める経費	
	2 海外販	1 賃金(販売促進員等に支払う賃金。ただし、	助成金の交
	路開拓事	当該事業の実施のために臨時的に雇用される	付の対象と
	業	者に係るものに限る。)	なる経費の
		2 謝金 (専門家等に支払う謝金)	1/2 以内 (千
		3 旅費(原則として1人分を上限とする。)	円未満切り
		4 印刷製本費	捨て) で、1
		5 会議需用費	事業当たり
		6 通訳翻訳料	1,000千円以
		7 役務費(分析・試験、商標等権利取得経費	内
		等)	
		8 広告宣伝費	

		9 通信費 10 輸送費(販売用商品の輸送経費は対象外とする。) 11 委託費 12 会場費 13 リース料(汎用性の高い什器類、パソコン等に係る経費は対象外とする。) 14 その他代表理事副理事長が特別に必要と認める経費	
2 人材 確保育 成支援	1 グロー バル人材 確保事業	1 手数料(有料職業紹介事業者に対し人材紹介が成功した際に支払う人材紹介手数料(当該人材紹介により雇用関係が成立した場合における当該雇用関係が成立したとき以降支払われることとなる手数料のみを対象とする。))	助成金の 会 を かる を かる を かる を か り り り り り り り り り り り り り り り り り り
	2 海のは が	1 旅費(随行者、付添人の経費は対象外とする。) (1) 国内受入研修事業に係るローカル技術者及び通訳の渡航費 (2) 技術指導者海外派遣事業に係る技術指導者の渡航費 2 滞在費(随行者、付添人の経費は対象外とする。) (1) 国内受入研修事業に係るローカル技術者及び通訳の滞在費ア研修期間中の家賃、契約金等イ寝具、調理器具など生活する上で、必要不可欠な企業が購入又は借用する生活用品費(テレビ等の娯楽用品は助成対象外とする。) ウ 宿泊費(食事代を除く。) (2) 技術指導者海外派遣事業に係る技術指導者の滞在費ア研修期間中の家賃、契約金等イ寝具、調理器具など生活する上で、必	助付な1/2 未て業1,000との条費(切でた円なのをとの千り1りをのののの手り1りをのでとの手の1のでは、当年では、1,000との手の1のでは、1のでは、1のでは、1のでは、1のでは、1のでは、1のでは、1のでは

要不可欠な企業が購入又は借用する生活 用品費 (テレビ等の娯楽用品は助成対象 外とする。)

- ウ 宿泊費 (滞在先での安全が保たれる標準的なクラスのホテルとし、食事代を除く。)
- 3 通訳翻訳料 通訳謝金、通訳旅費、テキスト・資料等翻 訳費
- 4 その他代表理事副理事長が特別に必要と認める経費

別表 3

事業区分	対象事業	事 由	
1 海外	1 海外進出計画策定事業	1 海外子会社を設立したとき。	
展開事			
業支援	2 海外販路開拓事業		
2 人材	1 グローバル人材確保事業	1 本事業により採用を決定した者につい	
確保育		て、採用後6月を経過したとき。	
成支援		2 本事業により採用を決定した者が、採用	
		後6月以内に退職したとき。	
	2 海外拠点ローカル技術者	1 ローカル技術者の受入れを開始したと	
	育成事業	き。	
		2 技術指導者海外派遣を開始したとき。	